

介護サービス事業者における 個人情報の適正な取扱いの徹底について

介護サービス事業者は、利用者やその家族についての個人情報をデータベース化し、事業の用に供していることから、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱いが求められています。そのため、介護サービス事業者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

しかしながら、個人情報保護委員会への漏えい等報告においては、介護サービス事業者からの報告も含まれており、その中には、要配慮個人情報に関する事案も見受けられています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省から、個人情報の適正な取扱いに係る各種資料をまとめた通知が発出されており、以前、市ホームページで周知いたしましたが、個人情報の漏えい等は、利用者及び利用者家族に大きな影響を及ぼすため、あらためて周知いたします。

通知等は以下にお示ししますので、介護サービス事業者の管理者様におかれましては、内容をご確認いただき、事業所内で周知いただきますようお願いいたします。

※要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師の診療等の情報が含まれる個人情報のことをいいます。

《参考資料》

詳細は下記の資料を参照ください。

○個人情報保護法ハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

○個人データの漏えい等報告について

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/roueihoukoku_leaflet_2023.pdf

(参考) 個人情報取扱事業者である介護サービス事業者向け各種資料（主なもの）

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
（平成29年4月（令和6年3月一部改正）個人情報保護委員会、厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>



- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」
（平成28年個人情報保護委員会告示第6号等）
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>



- 「漏えい等の対応とお役立ち資料」（個人情報保護委員会資料）
漏えい等が生じた場合の報告期限や報告が必要な場合について解説しているほか、漏えい等報告フォームが掲載されています。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



- 「個人情報の研修資料・ヒヤリハットコーナー」
（個人情報保護委員会資料）
個人情報を安全に取り扱うために参考となる情報や、個人情報を取り扱う上で、発生しやすいヒヤリハット事例を紹介しています。
令和2年に改正された個人情報保護法の解説動画も掲載しています。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/hiyarihatto/>



- 「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」
（個人情報保護委員会資料）
個人データを適正に取り扱うために重要となる、基本方針の策定や安全管理措置の具体的な取扱いに係る規律等について説明しています。
<https://www.gov-online.go.jp/ppc/202209/video-281584.html>



- 「個人情報保護委員会による各種説明会等の開催及び講師派遣について」
（個人情報保護委員会資料）
個人情報保護委員会は、個人情報保護法周知のため、一定人数が集まる事業者団体等が主催する研修会等に講師派遣を行っています。
詳細やお申込みについては、以下のURLをご覧ください。
<https://www.ppc.go.jp/news/pr2/>

